

(特別管理) 産業廃棄物処分業

許可申請書作成のための手引

(令和4年6月版)

秋 田 市

この手引は、秋田市内で産業廃棄物の処分業を行う場合に必要な許可の申請を行う際に参考としていただくために作成したものです。秋田市を除く県内市町村で産業廃棄物の処分業を行う場合は、秋田県知事の許可が必要です。

許可申請手続の注意事項

- 1 この手引は、法改正等により内容を随時変更します。利用の際は、最新のものであることを確認してください。
- 2 秋田市長の許可は、秋田市内でのみ産業廃棄物の収集又は運搬に係る積卸し作業を実施する場合および秋田市内で積替え保管を含む産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする場合に限りです。
- 3 許可申請は、秋田市環境部廃棄物対策課で受け付けます。来課されるときは、あらかじめ電話等で担当職員に連絡してください。なお、郵送による申請の受付はしません。
- 4 申請書の提出部数は1部です。また、申請者用の控えも1部作成してください。
- 5 更新許可申請は、許可の有効期限の2か月前から受け付けます。なお、有効期限の間近に申請し、当該有効期限までに更新の許可を受けられない場合であっても、法の規定により許可が失効することはありませんが、更新後の新しい許可証が手元にない期間が生じるおそれがありますので、期間に余裕をもち、おおむね期限の30日前までに申請してください。
- 6 申請前に記入に漏れ・誤りがないか確認してください。申請書類の内容に疑問点がある場合など、追加資料の提出を求められることがあります。
- 7 更新又は変更の許可申請に当たって、従前の申請内容に関する変更届出等の手続が適正に行われていない場合は、不許可となる場合があります。
- 8 不許可となった場合でも、申請手数料は返還しません。
- 9 新しい許可証を交付する際には、旧許可証を返納していただきます。許可証交付時に、必ず前の許可証を持参してください。

第 1 章 産業廃棄物処分業の許可

産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、その業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事等の許可を受けなければなりません。

- 1 秋田市内で産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、秋田市長の許可を受けなければなりません。
- 2 秋田市を除く県内市町村で産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、秋田県知事の許可を受けなければなりません。
- 3 施設区分別の処分業の許可の申請先は、次表のとおりです。

施設所在地 又は 施設作業場所	施設が固定式施設の場合		施設が移動式施設の場合	
	秋田市内に施設を設置する場合	秋田市を除く県内市町村に施設を設置する場合	秋田市内で作業を行う場合	秋田市を除く県内市町村で作業を行う場合
申請先	秋田市長	秋田県知事	秋田市長	秋田県知事

- 注 1 移動式施設で、秋田市、秋田市を除く県内市町村、他の都道府県等のそれぞれで作業を行う場合は、それぞれの長の処分業の許可が必要となります。
- 2 固定式施設の場合は、原則として、複数の都道府県等の許可を取得することはできません。

許可の有効期間は5年間です。ただし、更新の許可申請の際に、優良認定業者としての条件を満たすときは、許可の有効期間が7年間となります。詳細については、申請窓口にお問い合わせ下さい。

- 秋田県外で発生する産業廃棄物を秋田県内に搬入し処分する場合は、「**秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例**（平成14年秋田県条例第75号）」に基づく手続が別途必要となります。

相談窓口：秋田県生活環境部環境整備課廃棄物対策班

TEL 018-860-1624

FAX 018-860-3856

第 2 章 産業廃棄物処分業の許可の申請先

秋田市長の許可を取得しようとする方は、次の窓口に申請してください。

秋田市環境部廃棄物対策課

〒010-8560

秋田市山王一丁目1番1号

TEL 018-888-5713

FAX 018-888-5714

(参考)

秋田県知事の許可を取得しようとする場合は、次ページの県の保健所に相談してください。

許可申請先一覧

秋田県の保健所は、各地域振興局福祉環境部内にあります（秋田県知事の許可を取得する場合に限ります。）。

市 町 村	管轄保健所（申請先）
大館市 鹿角市 鹿角郡小坂町	大館保健所 環境指導課 環境・食品衛生班 〒018-5601 大館市十二所字平内新田237番地1 TEL 0186-52-3953(直通) FAX 0186-52-3911
北秋田市 北秋田郡上小阿仁村	北秋田保健所 環境指導課 環境・食品衛生班 〒018-3331 北秋田市鷹巣字東中岱76番地1 TEL 0186-62-1165(代表) FAX 0186-62-1180
能代市 山本郡三種町、八峰町、藤里町	能代保健所 環境指導課 環境・食品衛生班 〒016-0815 能代市御指南町1番10号 TEL 0185-52-4331(代表) FAX 0185-53-4114
男鹿市 潟上市 南秋田郡五城目町、八郎潟町、井川町、 大潟村 (秋田市)*	秋田中央保健所 環境指導課 環境・食品衛生班 〒018-1402 潟上市昭和乱橋字古開172番地1 TEL 018-855-5173(直通) FAX 018-855-5160
由利本荘市 にかほ市	由利本荘保健所 環境指導課 環境・食品衛生班 〒015-0001 由利本荘市水林408番地 TEL 0184-22-4121(直通) FAX 0184-22-6291
大仙市 仙北市 仙北郡美郷町	大仙保健所 環境指導課 環境・食品衛生班 〒014-0062 大仙市大曲上栄町13番62号 TEL 0187-63-3683(直通) FAX 0187-62-5288
横手市	横手保健所 環境指導課 環境・食品衛生班 〒013-0033 横手市旭川一丁目3番46号 TEL 0182-32-4005(代表) FAX 0182-32-3389
湯沢市 雄勝郡羽後町、東成瀬村	湯沢保健所 環境指導課 環境・食品衛生班 〒012-0857 湯沢市千石町二丁目1番10号 TEL 0183-73-6157(直通) FAX 0183-73-6156

第 3 章 産業廃棄物処分業許可申請書添付書

許可申請書には、次の書類を添付してください。

許可申請の種類別・申請者別添付書類一覧

	新規		更新・変更		添付書類
	法人	個人	法人	個人	
①	○	○	○	○	事業計画の概要を記載した書類
②	○	○	△	△	事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設付近の見取図等（産業廃棄物処理施設の許可を受けた施設を除く。）
③	○	○	△	△	②に掲げる施設の所有権（又は使用権原）を有することを証する書類（例：土地登記事項証明書、公図の写し、売買契約書、建設機械登記事項証明書等）
④	○	○	△	△	産業廃棄物の中間処理を業として行う場合は、当該処分後の産業廃棄物の処分方法を記載した書類
⑤	○	○	○	○	産業廃棄物の海洋投入処分を業として行う場合は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第13条に規定する登録証の写し
⑥	○	○	○	○	当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類 【例】（特別管理）産業廃棄物処分業の許可申請に関する講習会修了証の写し
⑦	○	○	○	○	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（様式あり）
⑧	○		○		直前3年の各事業年度における次の書類 1 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表 2 法人税の確定申告書の写し 3 法人税の納税証明書（税務署発行のもの「その1・納税額等証明用」）
⑨		○		○	資産に関する調書（様式あり） 直前3年の次の書類 ア 所得税の確定申告書の写し イ 所得税の納税証明書（税務署発行のもの「その1・納税額等証明用」）
⑩	○		○		定款又は寄附行為の写し 法人に係る登記事項証明書（現在事項全部証明書等）
⑪		○		○	住民票の写し（本籍地の記載のあるもの） 審査するために必要と認められる書類*（成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書）
⑫	○	○	○	○	申請者が欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面（様式あり）

⑬		○		○	申請者が未成年者である場合は、その法定代理人に係る次の書類 1 住民票の写し（本籍地の記載のあるもの） 2 審査するために必要と認められる書類*（成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書） ※ 法定代理人が法人である場合は、法人に係る登記事項証明書並びに役員に係る上記ア及びイの書類
⑭	○		○		役員（相談役、顧問等を含む。）に係る次の書類 1 住民票の写し（本籍地の記載のあるもの） 2 審査するために必要と認められる書類*（成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書）
⑮	○		○		5/100以上の株主又は出資者に係る次の書類（⑫と重複する者は省略可） 1 住民票の写し（本籍地の記載のあるもの） 2 審査するために必要と認められる書類*（成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書） 3 法人に係る登記事項証明書（株主又は出資者が法人のとき。）
⑯	○	○	○	○	申請者に政令で定める使用人がある場合は、その者に係る次の資料 1 住民票の写し（本籍地の記載のあるもの） 2 審査するために必要と認められる書類*（成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書）
⑰	○	○	△	△	【特別管理産業物処理業に限る】 1 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類 2 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類

注 表中の○：添付が必要 △：その内容に変更がない場合に限り添付不要。

○ 審査するために必要と認められる書類

「精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」として、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書を例示していますが、医師の診断書や認知症に関する試験結果等も書類として認められます。

○ 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

証明書の発行手続は、最寄りの法務局・地方法務局（支局・出張所を含む。）にお尋ねください。

→（秋田地方法務局ホームページ）

<http://houmukyoku.moj.go.jp/akita/static/koseki.htm>

【参考】

- 「（秋田）地方法務局」では、直接窓口で手続を行う必要があります。

〒010-0951

秋田市山王七丁目1番3号 秋田合同庁舎

秋田地方法務局戸籍課

TEL 018-862-6531（代表）

- 郵送で申請する場合は、「東京法務局」のみの取扱いとなります。

〒102-8226

東京都千代田区九段南一丁目1番15号 九段第2合同庁舎

東京法務局後見登録課

TEL 03-5213-1360

○ 経理的基礎の審査に係る追加資料

（特別管理）産業廃棄物処分業の許可の基準の一つとして「（特別管理）産業廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。」が定められています。

この経理的基礎の判断に当たり、経営状況に応じて、追加資料の提出を求めることがあります。

- 先行許可証の提出により、⑪～⑬の書類の添付を省略することができます。

※ 先行許可証とは、必要な添付書類を全て添付して受けた産業廃棄物処理業の許可又は産業廃棄物処理施設の設置許可であって、当該許可の日から5年を経過していないものに係る許可証（許可の更新の申請の場合には、当該許可に係るものを除く。）をいいます。

- 直前の事業年度に係る有価証券報告書を添付した場合は、⑧および⑩の書類を省略することができます。

- 更新申請時に、②～④の書類を、その内容に変更がない場合に限り、省略することができます。その際に、省略する書類および省略する理由を記載した書類を添付してください。

○ 各種証明書等の有効期限

許可申請書に添付する各種証明書等（登記事項証明書、住民票の写し等）は、申請書提出前の3か月以内に発行されたものとしてください。

○ 優良認定業者に該当するとして更新の許可申請を行う場合は、上記以外にも添付書類が必要となります。申請窓口にご相談ください。

○ 申請手数料

< 処分業 >

新規許可 100,000円

更新許可 94,000円

変更許可 92,000円

< 特別管理産業廃棄物処分業 >

新規許可 100,000円

更新許可 95,000円

変更許可 95,000円

※ 申請手数料の納付を、申請時にお渡しする納付書により、金融機関で行ってください。

第4章 許可取得後の注意事項

次のいずれかに該当する場合は、その廃止又は変更の日から10日（法人で登記事項証明書を添付すべき場合は、30日）以内に届出をしなければなりません。

- 1 処分の事業の全部若しくは一部を廃止したとき。
- 2 次の事項を変更したとき。

- (1) 住所
- (2) 氏名又は名称
- (3) 次に掲げる者
 - ア 法定代理人
 - イ 法人の役員
 - ウ 法人の5/100以上の株主又は5/100以上の出資者
 - エ 政令で定める使用人
- (4) 事務所および事業場の所在地（住所を除く。）
- (5) 事業の用に供する主要な施設ならびにその設置場所および主要な設備の構造又は規模
- (6) 産業廃棄物処分業者にあつては、保管の場所に関する次に掲げる事項
 - ア 所在地
 - イ 面積
 - ウ 保管する産業廃棄物の種類
 - エ 処分等のための保管上限
 - オ 保管の高さ
- (7) 特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物、廃石綿等を除く。）処分業者の使用人のうち特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者

なお、「事業範囲」を変更する場合は、変更許可が必要となります。

- 1 取り扱う産業廃棄物の種類を追加するとき。
- 2 処分の方法を追加するとき。

☆ 変更許可申請は、時間を要する場合があります。事前に相談してください。

（廃止・変更届出書および申請書の様式は、廃棄物対策課に備え付けてあります。）

→様式は、秋田市環境部廃棄物対策課のホームページからダウンロードすることも可能です。

（秋田市ホーム>組織案内>環境部>廃棄物対策課>産業廃棄物処理業に係る申請等について）

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ev/wt/shinsei-yoshiki.htm>

☆ 欠格要件に該当するに至った場合は、2週間以内にその旨を届け出る必要があります。

(参考資料1)

欠格要件について

許可の申請をする者が次のいずれかに該当するときは、許可できませんのでご注意ください。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第10項第2号、第14条の4第10項第2号)

①	精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務 ^{*1} を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
②	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
③	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
④	<p>・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律および同法に基づく処分</p> <p>・ 浄化槽法および同法に基づく処分</p> <p>・ 大気汚染防止法および同法に基づく処分</p> <p>・ 騒音規制法および同法に基づく処分</p> <p>・ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律および同法に基づく処分</p> <p>・ 水質汚濁防止法および同法に基づく処分</p> <p>・ 悪臭防止法および同法に基づく処分</p> <p>・ 振動規制法および同法に基づく処分</p> <p>・ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律および同法に基づく処分</p> <p>・ ダイオキシン類対策特別措置法および同法に基づく処分</p> <p>・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法および同法に基づく処分</p> <p>・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（第32条の3第7項および第32条の11第1項を除く。）</p> <p>に違反し、又は</p> <p>・ 刑法第204条（傷害） 第206条（現場助勢） 第208条（暴行） 第208条の2（凶器準備集合及び結集） 第222条（脅迫） 第247条（背任）</p> <p>・ 暴力行為等処罰ニ関スル法律</p> <p>の罪を犯し、 罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p>
⑤	<p>・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4又は第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）</p> <p>・ 浄化槽法第41条第2項</p> <p>の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（許可</p>

	を取り消された者が法人である場合は、その法人の役員 ^{※2} であった者で取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
⑥	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4又は第14条の3の2 (第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。) ・ 浄化槽法第41条第2項 </div> <p>の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に事業の全部の廃止等を届出した者で、当該届出の日から5年を経過しないもの</p>
⑦	⑥に規定する期間内に事業の全部の廃止等の届出があった場合において、⑥の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員 ^{※2} 若しくは使用人 ^{※3} 又は当該届出に係る個人の使用人 ^{※3} であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
⑧	その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者（改善命令等不履行、立入検査拒否又は忌避等）
⑨	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
⑩	営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が①から⑨までのいずれかに該当するもの
⑪	法人でその役員 ^{※2} 又は政令で定める使用人 ^{※3} のうちに①から⑨までのいずれかに該当する者のあるもの
⑫	暴力団員等がその事業活動を支配する者
⑬	個人で政令で定める使用人 ^{※3} のうちに①から⑨までのいずれかに該当する者のあるもの

※1 廃棄物の処理の業務とは

廃棄物処理法に関連する法令を理解し、廃棄物を適正に処理することを含み、例えば、法令にのっとりた許可や届出に係る書類の作成および提出、産業廃棄物管理票の管理および運用、自治体職員や排出事業者等との意思疎通などが該当します。

※2 役員とは

業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者（5/100以上の株主又は出資者）を含みます。

※3 使用人とは

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものをいいます。

- ① 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ② ①に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(参考資料2)

産業廃棄物の種類の具体例

産業廃棄物のうち、特別管理産業廃棄物を取り扱う場合は、特別管理産業廃棄物処理業の許可が別に必要となります。

	種 類	具 体 例
あ ら ゆ る 事 業 活 動 に 伴 う も の	①燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物その他の焼却残さ
	②汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルビット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	③廃油	鉱物性油、動植物性油・潤滑油、絶縁油、淡緑油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	④廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等その他の酸性廃液
	⑤廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等その他のアルカリ性廃液
	⑥廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む。）その他の固形状又は液状の合成高分子系化合物
	⑦ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	⑧金属くず	鉄鋼、非鉄金属の被片、研磨くず、切削くず等
	⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生じるアスファルト、コンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	⑩鉱さい	鋳物廃砂、電気炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
特 定 の 事 業 活 動 に 伴 う も の	⑪がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	⑫ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
	⑬紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去によって生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	⑭木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ。）、木材又は木製品製造業（家具製品製造業）、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等、物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用した木製パレット、こん包用木材
	⑮繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ。）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	⑯動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあら等
	⑰動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
	⑱動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	⑲動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
⑳以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固化物）		

(参考資料2)

特別管理産業廃棄物の種類

(注意事項)

特別管理産業廃棄物の種類等については、政令改正に伴い追加・変更される場合がありますので、注意してください。(適宜、関係法令の確認をお願いします。)

- ・政令第2条の4第1号廃油(揮発油類、軽油類及び灯油類に限る。)
- ・政令第2条の4第2号廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。)
- ・政令第2条の4第3号廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。)
- ・政令第2条の4第4号(感染性廃棄物である汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、政令第2条第13号廃棄物)
- ・政令第2条の4第5号イ(廃PCB等)
- ・政令第2条の4第5号ロ(PCB汚染物)
- ・政令第2条の4第5号ハ(PCB処理物)
- ・政令第2条の4第5号ニ(廃水銀等及びその処理物)
- ・政令第2条の4第5号ホ(指定下水汚泥及びその処理物)

水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類の含有の有無を明記すること。

- ・政令第2条の4第5号ヘ(鉱さい及びその処理物)

水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物の含有の有無を明記すること。

- ・政令第2条の4第5号ト(廃石綿等)
- ・政令第2条の4第5号チ(水銀若しくはその化合物又は1,4-ジオキサンを含むばいじん)
- ・政令第2条の4第5号リ(ばいじん又は燃えがら及びその処理物)

カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類の含有の有無を明記すること。

- ・政令第2条の4第5号ヌ(廃油及びその処理物)

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンの含有の有無を明記すること。

- ・政令第2条の4第5号ル（汚泥、廃酸又は廃アルカリ及びその処理物）

水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類の含有の有無を明記すること。

- ・政令第2条の4第6号 （輸入された廃棄物の焼却に伴って生じ集塵施設で集められたばいじん）
- ・政令第2条の4第7号 （輸入された廃棄物の焼却に伴って生じるダイオキシン類を含むばいじん、燃え殻）
- ・政令第2条の4第8号 （輸入された廃棄物の焼却に伴って生じたダイオキシン類を含む汚泥）
- ・政令第2条の4第9号 （輸入された廃棄物のうち集塵施設で集められたばいじん）
- ・政令第2条の4第10号 （輸入された廃棄物のうちダイオキシン類を含む燃え殻）
- ・政令第2条の4第11号 （輸入された廃棄物のうちダイオキシン類を含む汚泥）

（参考）

政令第2条の4第5号に掲げる廃棄物を「特定有害産業廃棄物」という。

申請書	様式第8号（規第10条の4第1項）	確認
	申請書は正本1部作成されているか	
	申請者又は行政書士が直接来室して申請しているか	
	申請住所は法人の登記事項証明書(住民票)の記述されているものと一致していること	
	申請者の氏名等が記載されているか	
	事業の範囲：処分方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類 (規第10条の4第1項第2号) <ul style="list-style-type: none"> ・特別管理産業廃棄物を含まない旨を記述 ・石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は自動車等破砕物の取扱いの有無を記述 ・汚泥を扱う場合、含水率85%以下か否かを記述 	
	事務所及び事業所の所在地 事務所：業に関する事務を行っている場所 事業所：事業を行っている場所 (規第10条の4第1項第3号)	
	事業の用に供するすべての施設 施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力（最終処分場の場合には埋立地の面積及び埋立容量）、許可年月日、及び許可番号（産業廃棄物処理施設の許可を受けている場合に限る。） (規第10条の4第1項第5号、第6号)	
	保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、当該場所ごとにそれぞれ保管を行う産業廃棄物の種類、処分等のための保管上限及び、規第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの (規第10条の4第1項第7号)	
	事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要 (規第10条の4第1項第8号)	
	既に処理業の許可を有している場合（他都道府県のものを含む）にはその許可番号 (規第10条の4第1項第4号)	
	申請者が営業に関し成年者と同一能力を有しない未成年である場合にはその法定代理人の氏名及び住所、法定代理人が法人の場合は、法人の名称及び住所、代表者の氏名並びに役員の氏名及び住所（住所、本籍地、生年月日は住民票と一致しているか） (規第10条の4第1項第9号)	
	申請者が法人である場合にはその役員（相談役、顧問等含む）の氏名及び住所（住所、本籍地、生年月日は住民票と一致しているか） (規第10条の4第1項第9号)	
	申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額（住所、本籍地、生年月日は住民票と一致しているか） (規第10条の4第1項第9号)	
	申請者に政令で定める使用人 ²⁾ がある場合には、その者の氏名及び住所（住所、本籍地、生年月日は住民票と一致しているか） (規第10条の4第1項第9号)	
1、事業計画の概要を記載した書類 (規第10条の4第2項第1号)	1、事業の全体計画（変更許可申請時は変更部分を明確に記載すること） 2、処分方法ごとの産業廃棄物の種類及び受託見込み量等 <ul style="list-style-type: none"> 1) 産業廃棄物の種類、性状 2) 受託見込み量 3) 産業廃棄物の種類ごとの保管場所の所在地、面積、保管数量等 4) 予定排出事業場の名称及び所在地、処分後の廃棄物の処分先 	
※優良産廃処理業者認定制度による省略あり	3、処分施設の概要 <ul style="list-style-type: none"> 1) 処分施設の一覧及び概要、処分施設ごとの作業人員等について 2) その他の施設概要 	
	4、処分業務の具体的な計画 <ul style="list-style-type: none"> 1) 従業員教育について 2) 廃棄物の性状の確認について 3) 処分方法の確認について 4) 契約について 5) 廃棄物管理票（マニフェスト）について 6) 処分業務を行う時間、休業日及び従業員数について 7) 廃棄物の流出・飛散、悪臭防止措置 (令第6条第1項第2号、令第3条第1号イ、ロ、第2号ハ) 	
	5、環境保全の概要 <ul style="list-style-type: none"> 1) 処分に関し講ずる措置 2) 保管施設において講ずる措置 (令第6条第2項、令第3条第1号ト) 	

	保管施設からの飛散、流出、悪臭の防止、地下浸透防止措置 3) その他環境保全に講ずる措置	
2、事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面等 (規第10条の4第2項第2号)	処理施設 処理施設の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに付近の見取図 ----- 最終処分場 周囲の地形、地質、及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面 ----- 保管庫等 平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書（面積、最大保管量、搬出能力、擁壁の安定等）並びに施設付近の見取り図	
3、所有権又は使用権原を有することを証する書類 (規第10条の4第2項第3号)	処理施設 土地の登記事項証明書、売買契約書、（賃貸の場合、賃貸契約書の写し） ----- 最終処分場 土地の登記事項証明書、（賃貸の場合、賃貸契約書の写し） ----- 保管庫等 土地の登記事項証明書等添付（賃貸の場合、賃貸契約書の写しを添付）	
4、規第10条の4第2項第4号	処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類（埋立処分及び海洋投入処分を除く） 処理フロー図、処分先等を含む ※優良産廃処理業者認定制度による省略あり	
5、規第10条の4第2項第5号	海洋投入処分を業として行う場合には、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第13条に規定する登録済み証の写し	
6、技術的能力を説明する書類	事業を行うに足る技術的能力を説明する書類（規第10条の4第2項第6号） これまでの大臣の認定する産業廃棄物の処分に関する講習会と同等ないしそれ以上の履修課程を有する講習の受講修了証の写し等 ・修了者は法人である場合には、その代表者若しくはその業務を行う役員又は行おうとする区域に存する事業場の代表者 ・個人である場合は、当該者又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者 （新規：5年以内の新規講習、更新：2年以内の更新講習） ----- ※講習修了者が事業場の代表者であるときは、それを証明する書類	
7、資金調達方法	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 （銀行の貸付決定書等） （規第10条の4第2項第7号）	
8、法人税納付額等	申請者が法人の場合（規第9条の2第2項第6号） 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（確定申告書の写し、納税証明書） ※有価証券報告書の添付による代替可 ※優良産廃処理業者認定制度による省略あり	
9、資産等	申請者が個人の場合（規第9条の2第2項第7号） 資産に関する調書、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 （確定申告書の写し、納税証明書）	
10、申請者の登記事項証明書等	申請者が法人の場合（規第9条の2第2項第8号） 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（3ヶ月以内のもの） ※有価証券報告書の添付による代替可 ※優良産廃処理業者認定制度による定款又は寄附行為の省略あり	
11、申請者の住民票の写し等	申請者が個人の場合（規第9条の2第2項第9号） 住民票の写し（3ヶ月以内のもの） ※先行許可証の提出により省略可	
12、誓約書	申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面 （規第9条の2第2項第10号） ※先行許可証の提出により省略可	
13、法定代理人の住民票の写し	申請者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合 その法定代理人の住民票の写し（3ヶ月以内のもの）（規第9条の2第2項第11号） ※先行許可証の提出により省略可	
14、役員住民票の写し	申請者が法人の場合（規第9条の2第2項第12号） 役員全員（相談役、顧問等含む）の住民票の写し（3ヶ月以内のもの） ※先行許可証の提出により省略可	
15、法人の出資者の住民票の写し、登記事項証明書	申請者が法人である場合において、発行済み株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいるときは、これらの者の住民票の写し若しくは登記事項証明書（3ヶ月以内のもの） （規第9条の2第2項第13号） ※先行許可証の提出により省略可	
16、使用人の住	申請者に政令で定める使用人 ^註 がある場合 （規第9条の2第2項第14号）	

民票の写し	使用人の住民票の写し（3ヶ月以内のもの）	※先行許可証の提出により省略可
17、審査するために必要と認められる書類 *	申請者が法人の場合 役員全員(相談役、顧問含む)、100分の5以上の株式保有者又は出資者および政令で定める使用人 ^{注)} について、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（3カ月以内のもの）*	※先行許可証の提出により省略可
	申請者が個人の場合 申請者、申請者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にその法定代理人（法定代理人が法人の場合はその役員）、政令で定める使用人 ^{注)} が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（3カ月以内のもの）*	※先行許可証の提出により省略可

注) 政令で定める使用人とは、申請者の使用人（申請者と雇用関係にあり、登記事項証明書に記載された役員以外のもの）で、次に掲げるものの代表者であるもの

(1) 本店又は支店（商人以外のものにあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

(2) (1)のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

* 審査するために必要と認められる書類

「精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」として、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書を例示していますが、医師の診断書や認知症に関する試験結果等も書類として認められます。

<産業廃棄物の処分の基準>

令第6条第1項第2号、第3号、第4号

<施設に係る基準>

規第10条の5第1号、第2号

<備考>

- 更新申請の場合の留意事項
許可更新の場合は、上記の添付書類のうち2、3、4、5の書類については、その内容に変更がない限り添付を要しない（規則第10条の4第6項）。
- 新規申請の場合の留意事項
新法人を設立して申請する場合、株主構成等を添付すること。また、その他にも経理関係書類を求めることがあります。
- 経理的基礎の留意事項
経理的基礎の有無を判断するに当たり、経営状況に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

<手数料>

新規：100,000円 更新：94,000円 変更：92,000円

納入方法：秋田市指定金融機関等への振り込み（納入通知書）

申請書	様式第14号（規第10条の16第1項）	確認
	申請書は正本1部作成されているか	
	申請者又は行政書士が直接来室して申請しているか	
	申請住所は法人の登記事項証明書(住民票)の記述されているものと一致していること	
	申請者の氏名等が記載されているか	
	事業の範囲：処分方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物 ・汚泥を扱う場合、含水率が85%以下か否かを記入 (規第10条の16第1項第2号)	
	事務所及び事業所の所在地 事務所：業に関する事務を行っている場所 事業所：事業を行っている場所 (規第10条の16第1項第3号)	
	事業の用に供するすべての施設 施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日、許可番号（産業廃棄物処理施設の許可を受けている場合に限る。） (規第10条の16第1項第4号、第5号)	
	保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、当該場所ごとにそれぞれ保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、処分等のための保管上限及び、規第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの (規第10条の16第1項第6号)	
	事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要 (規第10条の16第1項第7号)	
	既に処理業の許可を有している場合（他都道府県のものを含む）にはその許可番号 (規第10条の16第1項第8号)	
	申請者が営業に関し成年者と同一能力を有しない未成年である場合にはその法定代理人の氏名及び住所、法定代理人が法人の場合は、法人の名称及び住所、代表者の氏名並びに役員の名及び住所（住所、本籍地、生年月日は住民票と一致しているか） (規第10条の16第1項第9号)	
	申請者が法人である場合にはその役員（相談役、顧問等含む）の氏名及び住所（住所、本籍地、生年月日は住民票と一致しているか） (規第10条の16第1項第9号)	
	申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額（住所、本籍地、生年月日は住民票と一致しているか） (規第10条の16第1項第9号)	
	申請者に政令で定める使用人 ^註 がある場合には、その者の氏名及び住所（住所、本籍地、生年月日は住民票と一致しているか） (規第10条の16第1項第9号)	
<p>1、事業計画の概要を記載した書類 (規第10条の16第2項)</p> <p>※優良産廃処理業者認定制度による省略あり</p>	<p>1、事業の全体計画（変更許可申請時は変更部分を明確に記載すること）</p> <p>2、処分方法ごとの特別管理産業廃棄物の種類及び受託見込み量等</p> <p>1) 特別管理産業廃棄物の種類、性状</p> <p>2) 受託見込み量</p> <p>3) 特別管理産業廃棄物の種類ごとの保管場所の所在地、面積、保管数量等</p> <p>4) 予定排出事業場の名称及び所在地、処分後の廃棄物の処分先</p> <p>3、処分施設の概要</p> <p>1) 処分施設の一覧及び概要、処分施設ごとの作業人員等について</p> <p>2) その他の施設概要</p> <p>4、処分業務の具体的な計画</p> <p>1) 従業員教育について</p> <p>2) 廃棄物の性状の確認について</p> <p>3) 処分方法の確認について</p> <p>4) 契約について</p> <p>5) 廃棄物管理票（マニフェスト）について</p> <p>6) 処分業務を行う時間、休業日及び従業員数について</p> <p>7) 廃棄物の流出・飛散、悪臭防止措置 (令第6条の5第1項第2号、令第3条第1号イ、ロ、第2号イ、ロ、令第4条の2第1号イ(1))</p> <p>5、環境保全の概要</p> <p>1) 処分に関し講ずる措置</p> <p>2) 保管施設において講ずる措置 (令第6条の5第1項第2号、令第3条第1号ト、第4条の2第1号ト(2)、(3))</p>	

	保管施設からの飛散、流出、悪臭の防止、地下浸透防止措置 3) その他環境保全に講ずる措置	
2、事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面等(規第10条の16第2項)	処理施設 処理施設の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに付近の見取図 ----- 最終処分場 周囲の地形、地質、及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面 ----- 保管庫等 平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書(面積、最大保管量、搬出能力、擁壁の安定等)並びに施設付近の見取り図	
3、所有権又は使用権原を有することを証する書類(規第10条の16第2項)	処理施設 土地の登記事項証明書、売買契約書、(賃貸の場合、賃貸契約書の写し) ----- 最終処分場 土地の登記事項証明書、(賃貸の場合、賃貸契約書の写し) ----- 保管庫等 土地の登記事項証明書等添付(賃貸の場合、賃貸契約書の写しを添付)	
4、規第10条の16第2項	処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類(埋立処分を除く) 処理フロー図、処分先等を含む ※優良産廃処理業者認定制度による省略あり	
5、技術的能力を説明する書類	事業を行うに足る技術的能力を説明する書類(規第10条の4第2項第6号) これまでの大臣の認定する産業廃棄物の収集又は運搬に関する講習会と同等ないしそれ以上の履修課程を有する講習の受講修了証の写し等 ・修了者は法人である場合には、その代表者若しくはその業務を行う役員又は行おうとする区域に存する事業場の代表者 ・個人である場合は、当該者又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者 (新規:5年以内の新規講習、更新:2年以内の更新講習) ----- ※講習修了者が事業場の代表者であるときは、それを証明する書類	
6、資金調達方法	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 (銀行の貸付決定書等) (規第10条の4第2項第7号)	
7、法人税納付額等	申請者が法人の場合(規第10条の4第2項第8号、規第9条の2第2項第6号) 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(確定申告書の写し、納税証明書) ----- ※有価証券報告書の添付により代替可 ※優良産廃処理業者認定制度による省略あり	
8、資産等	申請者が個人の場合(規第10条の4第2項第8号、規第9条の2第2項第7号) 資産に関する調書、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 (確定申告書の写し、納税証明書)	
9、申請者の登記事項証明書等	申請者が法人の場合(規第10条の4第2項第8号、規第9条の2第2項第8号) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(3ヶ月以内のもの) ----- ※有価証券報告書の添付により代替可 ※優良産廃処理業者認定制度による定款又は寄附行為の省略あり	
10、申請者の住民票の写し等	申請者が個人の場合(規第10条の4第2項第8号、規第9条の2第2項第9号) 住民票の写し又は外国人登録証明書(3ヶ月以内のもの) ----- ※先行許可証の提出により省略可	
11、誓約書	申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面 (規第10条の4第2項第8号、規第9条の2第2項第10号) ※先行許可証の提出により省略可	
12、法定代理人の住民票の写し	申請者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合 その法定代理人の住民票の写し(3ヶ月以内のもの) (規第10条の4第2項第8号、規第9条の2第2項第10号) ----- ※先行許可証の提出により省略可	
13、役員住民票の写し	申請者が法人の場合(規第10条の4第2項第8号、規第9条の2第2項第11号) 役員全員(相談役、顧問等含む)の住民票の写し(3ヶ月以内のもの) ----- ※先行許可証の提出により省略可	
14、法人の出資者の住民票の写し、登記事項証明書	申請者が法人である場合において、発行済み株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいるときは、これらの者の住民票の写し若しくは登記事項証明書(3ヶ月以内のもの) (規第10条の4第2項第8号、規第9条の2第2項第12号) ----- ※先行許可証の提出により省略可	
15、使用人の住民票の写し	申請者に政令で定める使用人 ^{註)} がある場合(規第10条の4第2項第8号、規第9条の2第2項第13号) 使用人の住民票の写し(3ヶ月以内のもの) ----- ※先行許可証の提出により省略可	

16、規第10条の16第3項第1号	当該特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類	
17、規第10条の16第3項第2号	当該特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が当該分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類 ※先行許可証の提出により省略可	
18、審査するために必要と認められる書類*	申請者が法人の場合 役員全員(相談役、顧問含む)、100分の5以上の株式保有者又は出資者および政令で定める使用人 ^{注)} について、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(3カ月以内のもの)* ※先行許可証の提出により省略可	
	申請者が個人の場合 申請者、申請者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にその法定代理人(法定代理人が法人の場合はその役員)、政令で定める使用人 ^{注)} が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(3カ月以内のもの)* ※先行許可証の提出により省略可	

注) 政令で定める使用人とは、申請者の使用人(申請者と雇用関係にあり、登記事項証明書に記載された役員以外のもの)で、次に掲げるものの代表者であるもの

(1) 本店又は支店(商人以外のもの)にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)

(2) (1)のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

* 審査するために必要と認められる書類

「精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」として、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書を例示していますが、医師の診断書や認知症に関する試験結果等も書類として認められます。

<特別管理産業廃棄物の処分の基準>

令第6条の5第1項第2号、第3号、第4号

<施設に係る基準>

規第10条の17第1号、第2号

<備考>

- ・ 更新申請の場合の留意事項
許可更新の場合は、上記の添付書類のうち2, 3, 4, 5の書類については、その内容に変更がない限り添付を要しない(規則第10条の16第2項、規則第10条の4第6項)。
- ・ 新規申請の場合の留意事項
新法人を設立して申請する場合、株主構成等を添付すること。また、その他にも経理関係書類を求めることがあります。
- ・ 経理的基礎の留意事項
経理的基礎の有無を判断するに当たり、経営状況に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

<手数料>

新規：100,000円 更新：95,000円 変更：95,000円

納入方法：秋田市指定金融機関への振り込み(納入通知書)

産業廃棄物処分業
許可申請書記入例および
その添付書類の記入例

<p>産業廃棄物処分業許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（宛先）秋田市長</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 秋田県秋田市山王八丁目7番6号 氏 名 株式会社 秋田産業廃棄物 代表取締役 秋田 太郎 （法人にあつては名称および代表者の氏名） 電話番号 018-XXXX-XXXX</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>	
事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）	別紙のとおり
事務所及び事業場の所在地	事務所 電話番号
	事業場 電話番号
事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）	別紙のとおり
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	別紙のとおり
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	別紙のとおり
※事 務 処 理 欄	

(第2面)

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）
	○ ○ 県	○○○○△△△△△△
	○ ○ 県	○○年△△月××日申請
申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
かぶしきがいしゃ あきたさんぎょうはいきぶつ 株式会社 秋田産業廃棄物		住所 秋田県秋田市山王八丁目7番6号
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 氏名		住所
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
あきた たろう 秋田 太郎	昭和20年4月1日 代表取締役	秋田県秋田市山王一丁目1番 秋田県秋田市○○町○番○号
おおだて じろう 大館 二郎	昭和21年5月1日 専務取締役	秋田県大館市○○町○番 秋田県秋田市○○町○番○号
のしろ さぶろう 能代 三郎	昭和22年6月1日 常務取締役	秋田県北秋田市○○町○番 秋田県秋田市○○町○番○号
たかのす はなこ 鷹巣 花子	昭和23年7月1日 取締役	秋田県能代市○○町○番 秋田県秋田市○○町○番○号

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	20,000 株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額 割 合	本 住	籍 所
あきた たろう 秋田 太郎	昭和20年 4月1日	100,000 50%	秋田県秋田市山王一丁目1番	
おおだて じろう 大館 二郎	昭和21年 5月1日	50,000 25%	秋田県秋田市〇〇町〇番〇号	

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
さんのう いちろう 山王 一郎	昭和30年11月11日	秋田県潟上市昭和〇〇町〇〇番	
	昭和事業所長	秋田県秋田市〇〇町〇番〇号	

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 秋田市長が定める部数を提出すること。

※手数料欄

事業計画の概要を記載した書類

- 1 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること。又、記載しきれない場合は、別添としてください。）

大仙市の〇〇製造工場等から発生する汚泥を、脱水機で含水率85%以下に脱水する。
脱離液は生物処理を行い、下水道に放流し、脱水ケーキは〇〇に委託して最終処分を行う。

- 2 処分する産業廃棄物の種類および運搬量等

	産業廃棄物の種類	処分方法	処分量 (t/月又はm ³ /月)	備 考	
				性 状	予定排出事業場の名称および所在地
1	汚泥	脱水	50 m ³ /月	泥状	〇〇市〇〇2-2
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

備考 取扱う産業廃棄物の種類ごとに記載してください。

(裏面)

	産業廃棄物の種類	処分方法	処分量 (t/月又はm ³ /月)	備 考	
				性 状	予定排出事業場の名称および所在地
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					

備考 取扱う産業廃棄物の種類ごとに記載してください。

3 施設の概要（許可対象外の処理施設）	
処理施設の種類	スクリープレス式加圧脱水機
設置場所	〇〇市〇〇3-3
設置年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
処理能力（最終処分場の場合は規模）	8 m ³ / 日（8時間） 1 m ³ / 時
処理対象の産業廃棄物の種類	汚泥
処理施設の処理方式 構造および設備の概要	<p>[スクリープレス式脱水機(〇〇社A B 400)]</p> <p>・スクリープレス式加圧脱水処理</p> <p>前処理後の汚泥をスクリーコンベアーの回転により前方に送りながら、回転刃と壁面の間で加圧し脱水する。</p> <p>・主要設備</p> <p>自動スクリーン 1組(2台)</p> <p>調整槽 40 m³ 浮上分離槽 30 m³ 凝集沈殿槽 30 m³</p> <p>汚泥濃縮槽 30 m³ 脱水機 1m³/時間</p> <p>ホッパー 3m³</p> <p>※ 詳細は別紙処理工程表および図面のとおりに</p>
放流水の水質等	
その他環境保全対策	<p>・脱臭装置 化学脱臭3基(40 m³/分)</p> <p>活性炭脱臭3基(40 m³/分)</p> <p>処理能力(50 m³/日)</p> <p>・排水処理設備 調整槽, 好気性ばっき槽, 嫌気槽, 沈殿槽, 中和槽, 放流槽</p> <p>※ 詳細およびその他の対策については, 設備一覧および図面のとおりに</p>
※注：記載しきれない場合は、別添としてください。	

4 処分業務の具体的な計画（処分業務を行う時間、休業日、組織および従業員数を含む。）

(1) 処理の概要

搬入された汚泥を受入れ槽に投入する。スクリーンで夾雑物を取り除いた後に凝集剤を添加する。スクリープレス式脱水機で、加圧脱水し、含水率85%以下とする。脱水ケーキは委託して最終処分（埋立）する。

(2) 処分業務を行う時間

営業時間 午前8時30分～午後5時30分 作業時間 午前9時～午後5時（8時間）
 休業日 第2・4土曜日、日曜日、祝祭日、旧盆、年末年始

(3) 社内体制

処理責任者〇〇 現場責任者〇〇 現場作業員〇〇，〇〇
 運転手〇〇 事務取扱者〇〇

(4) 事務管理体制

役員の〇〇を事務処理の総括責任者とする。
 事務実務担当者2名を配置し、業務上の事務手続き（受託・委託契約、マニフェスト処理等）および行政に対する事務手続き（年報・維持管理報告等）を担当させる。

(5) 従業員に対する社内教育体制

産業廃棄物の処理業の許可申請に関する講習会を受講した取締役〇〇に社内教育を担当させる。許可取得までに、産業廃棄物処理担当職員を対象とした産業廃棄物の処理に関する講習会を開催する。

許可取得後は社内教育計画に基づき、定期的（月1回以上）に社内講習会を開催して、廃棄物の適正処理および場内の安全管理を図る。

(6) 維持管理体制および維持管理計画

別紙のとおり

(7) 処理フロー

別紙のとおり

(8) 取扱う産業廃棄物の受託体制とチェック体制

別紙詳細のとおり

(9) 処理後の廃棄物の保管

脱水処理後に発生した脱水ケーキは、ホッパーに一時的にストックするが、速やかに最終処分場に搬出する。廃棄物の保管は原則的に行わない。

〇〇年〇〇月〇〇日現在

役員	政令で第4条の6に定める使用人	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3人	1人	5人	5人	4人	人	18人

役員以外の使用人等は、原則として申請者と雇用関係にあることが必要です。雇用関係がない場合、「委託基準違反」等に問われる場合があります。

2 従業員数の記載方法が不明の場合は、組織図を作成の上相談してください。

3 記載しきれない場合は、別添としてください。（日本産業規格 A列4番）

(裏面)

処分後の産業廃棄物および特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類				
処分後の産業廃棄物の種類	汚泥 (含水率85%未満)			
発生量 (t/月又はm ³ /月)	160t / 月			
処理方法	1 自己処理、委託処理の状況			
	<table border="1"><tbody><tr><td>自己処理</td><td>(処分場所) ----- (処分場所連絡電話番号)</td></tr><tr><td>委託処理 (含む 売却)</td><td>(処分業者名) 秋田県環境保全センター ----- (処分業者住所) 秋田県大仙市〇〇〇 ----- (処分業者連絡電話番号) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 ----- (処分場所所在地) 秋田県大仙市〇〇〇 ----- (処分場所連絡電話番号) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇</td></tr></tbody></table>	自己処理	(処分場所) ----- (処分場所連絡電話番号)	委託処理 (含む 売却)
自己処理	(処分場所) ----- (処分場所連絡電話番号)			
委託処理 (含む 売却)	(処分業者名) 秋田県環境保全センター ----- (処分業者住所) 秋田県大仙市〇〇〇 ----- (処分業者連絡電話番号) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 ----- (処分場所所在地) 秋田県大仙市〇〇〇 ----- (処分場所連絡電話番号) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇			
	2 処理状況 (1) 埋立処分、海洋投入処分、中間処理、売却の別 埋立処分 (2) 中間処理、売却の場合は具体的な方法			

備考1) 処分後の産業廃棄物の種類毎に別葉にして記載してください。

備考2) 処理方法別に別葉にして記載してください。

備考3) 脱法的な売却は、法に違反しますので留意願います。

5 環境保全措置の概要

(各施設ごとに講ずる措置について記載)

(1) 中間処理施設において講ずる措置

ア 飛散・流出防止

処理能力および保管能力を超える廃棄物は受け入れない。

また、処理施設の搬入口は、搬入搬出以外は常に扉を閉じておき、施設内で漏出事故が起きても施設外に流出しないようにする。

イ 悪臭の防止

悪臭の発生源に防臭剤を散布し、悪臭が発生しないようにするとともに、搬入搬出以外は常に扉を閉じておき、臭気が漏出しないようにする。

施設設置の建物に脱臭装置を設置し臭気を取り除く。

ウ 騒音の防止

脱水処理施設の騒音発生源に防音装置を取り付ける。また、建物全体を遮音するために防音装置を取り付ける。

エ 振動の防止

特に振動の発生はないが、脱水機の基礎に振動防止ゴムを設置し振動の防止をする。

オ 排水処理(生活環境への対策)

脱水処理施設から発生する排水は、施設内に設置してある水処理施設で処理した後に公共下水道に放流する。

カ その他(生活環境への対策)

場内および搬入道路を常に清掃し、清潔に保持に努める。

搬入搬出および作業時間は午前8時30分から午後5時までとし、時間外の作業および車両の搬入は行わない。

(2) 保管施設において講ずる措置

脱水処理施設および脱水処理後の貯留ホッパーは、屋内に設置しており、脱臭装置を設置し臭気を取り除く。ホッパーに貯留している脱水汚泥は、毎日最終処分場に運搬し、脱水 ケーキの保管は行わない。

使用設備、使用重機、使用容器等写真貼付用紙

設備、使用重機 容器名称等

(写真1)

- ・全体が明確になる写真
（前部、側部、上部、内部等の写真）
- ・重機等の場合は、機種が明確になる写真
- ・重機等の場合は、製造番号等が明確になる写真

(写真2)

(写真3)

1 事業開始にあたり資金を必要とする場合

事業の開始に要する資金の総額およびその資金の調達方法を記載した書類		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する資金の総額	24,500	
土地	購入費 6,000	
事務所	造成費 2,500	建設費 5,000
施設	購入費 (タンク車、バン) 2,000	
	造成費 2,000	建設費 4,000
看板制作費	400	
事務費	600	
調	自己資金	5,000
達	借入金	19,500
	(借入先名) ○×銀行	19,000
	△□銀行	500
方	その他	
法	増資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

2 事業開始にあたり資金を必要としない場合 (その理由を記述してください)

(注意事項)

- 1又は2のいずれか該当するものに○をして、必要事項を記入してください。
- 2 事業の開始に要する資金の内容とは、事業の要に供する施設、資材の取得費用、施設に付随した経費 (調査費、測量費、設計委託料、許認可費用、人件費、税、消耗品等)、当座の運転資金等のことです。
それぞれの内容と金額を項目ごとに区分して記載してください。
- 3 記載内容によっては、追加資料の提出を求めることがあります。

資 産 に 関 す る 調 書

年 月 日

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金	○×銀行定期預金		3,000
有価証券	㈱○×の株式	1,000株	100
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土 地	自宅宅地、駐車場土地	110m ²	20,000
建 物	自 宅	1棟	12,000
備 品			
車 両	ダンプ	1台	3,000
そ の 他			
資 産 計			38,100
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金	○×銀行		19,000
短期借入金	△□銀行		500
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			19,500

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

〇〇年〇〇月〇〇日

秋田市長 穂 積 志

申請者

住 所 秋田県秋田市山王八丁目7番6号

氏 名 株式会社 秋田産業廃棄物
代表取締役 秋田太郎

(法人にあつては名称および代表者の氏名)

産業廃棄物処分業
許可申請書および
添付書類様式集

<p>産業廃棄物処分業許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>秋田県市長 穂積 志 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>	
<p>事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）</p>	
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 電話番号</p>
	<p>事業場 電話番号</p>
<p>事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）</p>	
<p>保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	
<p>事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要</p>	
<p>※事 務 処 理 欄</p>	

(第2面)

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)
申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 氏名		住所
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
	役職名・呼称	
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
	役職名・呼称	

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	籍 所
	(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額 割 合	

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 秋田市長が定める部数を提出すること。

※手数料欄

<p>特別管理産業廃棄物処分業許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>秋田市長 穂 積 志 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の規定により、特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>	
事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。）	
事務所及び事業場の所在地	事務所 電話番号
	事業場 電話番号
事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）	
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※事 務 処 理 欄	

(第2面)

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)
申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 氏名		住所
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
	役職名・呼称	
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
	役職名・呼称	

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	籍 所
	(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額 割 合	

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 秋田市長が定める部数を提出すること。

※手数料欄

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること。又、記載しきれない場合は、別添としてください。）

2. 処分する産業廃棄物の種類及び運搬量等

	産業廃棄物の種類	処分方法	処分量 (t/月又はm ³ /月)	備 考	
				性 状	予定排出事業場の名称及び所在地
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

備考 取り扱う産業廃棄物の種類ごとに記載してください。

(裏面)

	産業廃棄物の種類	処分方法	処分量 (t/月又はm ³ /月)	備 考	
				性 状	予定排出事業場の名称及び所在地
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					

備考 取り扱う産業廃棄物の種類ごとに記載してください。

3. 施設の概要（許可対象外の処理施設）	
処理施設の種類	
設置場所	
設置年月日	
処理能力(最終処分場の場合は規模)	
処理対象の産業 廃棄物の種類	
処理施設の処理方式 構造及び設備の概要	
放流水の水質等	
その他環境保全対策	
※注：記載しきれない場合は、別添としてください。	

4. 処分業務の具体的な計画（処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。）

年 月 日現在

役員	政令で第4条の6に定める使用人	事務員	運転手	作業員	その他	合計
人	人	人	人	人	人	人

- 1 役員以外の使用人等は、原則として申請者と雇用関係にあることが必要です。雇用関係にない場合、「委託基準違反」等に問われる場合があります。
- 2 従業員数の記載方法が不明の場合は、組織図を作成の上相談してください。
- 3 記載しきれない場合は、別添としてください。（日本産業規格 A列4番）

(裏面)

処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類				
処分後の産業廃棄物の種類				
発生量 (t/月又はm ³ /月)				
処理方法	1 自己処理、委託処理の状況			
	<table border="1"><tr><td>自己処理</td><td>(処分場所) ----- (処分場所連絡電話番号) -----</td></tr><tr><td>委託処理 (含む 売却)</td><td>(処分業者名) ----- (処分業者住所) ----- (処分業者連絡電話番号) ----- (処分場所所在地) ----- (処分場所連絡電話番号)</td></tr></table>	自己処理	(処分場所) ----- (処分場所連絡電話番号) -----	委託処理 (含む 売却)
自己処理	(処分場所) ----- (処分場所連絡電話番号) -----			
委託処理 (含む 売却)	(処分業者名) ----- (処分業者住所) ----- (処分業者連絡電話番号) ----- (処分場所所在地) ----- (処分場所連絡電話番号)			
	2 処理状況 (1) 埋立処分、海洋投入処分、中間処理、売却の別 (2) 中間処理、売却の場合は具体的な方法			

備考1) 処分後の産業廃棄物の種類毎に別葉にして記載してください。

備考2) 処理方法別に別葉にして記載してください。

備考3) 脱法的な売却は、法に違反しますので留意願います。

5. 環境保全措置の概要

(各施設ごとに講ずる措置について記載)

使用設備、使用重機、使用容器等写真貼付用紙

設備、使用重機 容器名称等

(写真1)

- ・全体が明確になる写真
（前部、側部、上部、内部等の写真）
- ・重機等の場合は、機種が明確になる写真
- ・重機等の場合は、製造番号等が明確になる写真

(写真2)

(写真3)

1 事業開始にあたり資金を必要とする場合

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する資金の総額		
	土 地	
	事務所	
	施 設	
調	自 己 資 金	
	借 入 金	
達	(借入先名)	
方	そ の 他	
法	増 資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

2 事業開始にあたり資金を必要としない場合 (その理由を記述してください)

(注意事項)

- 1 又は2のいずれか該当するものに○をして、必要事項を記入してください。
- 2 事業の開始に要する資金の内容とは、事業の要に供する施設、資材の取得費用、施設に付随した経費 (調査費、測量費、設計委託料、許認可費用、人件費、税、消耗品等)、当座の運転資金等のことです。
それぞれの内容と金額を項目ごとに区分して記載してください。
- 3 記載内容によっては、追加資料の提出を求めることがあります。

資 産 に 関 する 調 書				年	月	日現在
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)			
現金預金						
有価証券						
未収入金						
売掛金						
受取手形						
土 地						
建 物						
備 品						
車 両						
そ の 他						
資 産 計						
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)			
長期借入金						
短期借入金						
未払金						
預り金						
前受金						
買掛金						
支払手形						
そ の 他						
負 債 計						

(注意事項)

- 1 この調書は、申請者が個人の場合のみ作成してください。
- 2 土地、建物等の価格は評価額等により記入してください。(税申告のものと一致するようにしてください。)
- 3 固定資産証明書を添付してください。(証明書は市町村で発行しています。固定資産がない場合でも証明書は必要となります。)
(日本産業規格 A列4番)

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

(宛先) 秋田市長 穂 積 志

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)